

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の営利企業等への従事の許可に関する訓令

制 定 令和元年 11 月 28 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、職員（市町村及び北海道から派遣された職員を除く。以下同じ。）が営利企業等に従事しようとする場合の許可の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第 2 条 任命権者は、職員から法第 38 条第 1 項に規定する営利企業等への従事（以下「兼業」という。）に関し次条の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を与えてはならない。

- (1) 職務の遂行に支障があると認められ、又はそのおそれがある場合
- (2) 公務員としての品位を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがある場合
- (3) 当該営利企業等が職員の占めている職と密接な利害関係があると認められ、又はその発生のおそれがある場合
- (4) その他法の精神に反する場合

(兼業の許可申請)

第 3 条 職員は、兼業を行おうとするときは、あらかじめ営利企業等従事許可申請書（様式第 1 号）を提出し、任命権者の許可を受けなければならない。ただし、任命権者が特に認めたときは、当該申請書の提出に代わる適当な方法をもって、当該許可を受けることができる。

(許可書の交付)

第 4 条 任命権者は、前条の規定による兼業の許可をしたときは、当該職員に対し、営利企業等従事許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。ただし、前条ただし書の規定により兼業の許可をした場合において、任命権者が特に認めたときは、当該許可書を交付しないものとする。

(変更等の届出)

第 5 条 職員は、第 3 条の規定による許可を受けた後、許可を受けた事項に変更が生じたとき又は同条の規定による許可を受ける必要がなくなったときは、営利企業等従事許可事項変更届出書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(許可の取消し)

第 6 条 職員が第 3 条の規定による許可を受けた後、第 2 条各号に規定する基準のいずれかに該当すると認められ、又はそのおそれがあるときは、任命権者は、速やかにその許可を取り消さなければならない。

附 則

この訓令は、令和元年 11 月 28 日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

営利企業等従事許可申請書

年 月 日	
北海道後期高齢者医療広域連合長 様	
(申請者) 所属名 職 名 氏 名	
印	
営利企業等に従事したいので、地方公務員法第38条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
営利企業等の内容	営利企業等の名称 (所在地)
	業 務 内 容
	従事しようとする地位 <input type="checkbox"/>役員 <input type="checkbox"/>非役員 <input type="checkbox"/>常勤 <input type="checkbox"/>非常勤
従 事 す る 期 間 等	年 月 日から 年 月 日まで 時 分 から 時 分 まで
報 酬	<input type="checkbox"/> 無給 <input type="checkbox"/> 有給 (年額・月額・日額・時間 円)
勤務時間への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (影響内容)
職務との利害関係	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (利害内容)
営利企業等に従事 しようとする理由	

※関係資料があれば添付してください。

様式第2号（第4条関係）

営利企業等従事許可書

所属名
職名
氏名

年 月 日付けで申請のあった営利企業等への従事について、次のとおり許可する。

1 従事する営利企業等の名称

2 従事する業務内容

3 従事期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

様式第3号（第5条関係）

営利企業等従事許可事項変更届出書

（届出者）

所属名
職名
氏名

年 月 日付けで許可を受けた営利企業等への従事について、次のとおり届け出ます。

1 許可を受けた事項について、次のとおり変更がありました。

項目	変更前	変更後

2 許可を受ける必要がなくなったので、許可申請を取り下げます。

（理由）

--

.....

上記の届出に係る営利企業等への従事について、

- 1 引き続き許可します。
- 2 許可を取り消します。

年 月 日

北海道後期高齢者医療広域連合長

印